

# 安曇野市国際交流協会規約

## [ 名 称 ]

第1条 この会は、安曇野市国際交流協会（以下「協会」という）と称する。

## [ 目 的 ]

第2条 協会は、住民主体とした幅広い国際交流活動を通じ、国際感覚豊かな人材を育成し、地域在住外国人との多文化共生をめざすことを目的とする。

## [ 事 業 ]

第3条 協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 国際交流に関する事業の計画及び実行
- (2) 国際交流に関する情報、資料の収集及び公開
- (3) 国際交流に関する諸団体との協力
- (4) その他国際交流の推進に必要な事業
- (5) 多文化共生に資する事業

## [ 会 員 ]

第4条 協会は第2条の目的に賛同し、入会を希望する安曇野市在住もしくは安曇野市に勤務する個人会員、あるいは安曇野市にある事業所、団体をもって組織する。

- 2、会長が必要と認める場合は市外在住者でも会員となれる。
- 3、会員となる者は入会申込書を会長に提出しなければならない。

## [ 役 員 ]

第5条 協会に、次の役員を置く。

- 会 長 1人
- 副会長 3人以内
- 会 計 1人
- 事務局長 1人
- 理 事 15人以内
- 監 事 2人

- 2、役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。
- 3、役員任期に伴う後任者の任期は、前任者の残任期間とし理事会で承認を受ける。

## [ 名誉会長、名誉会員及び顧問 ]

第6条 会長は、役員会にはかって、協会に名誉会長、名誉会員及び顧問を置くことができる。

[ 役員を選出 ]

第7条 すべての役員は理事会において選出し、総会で承認を受ける。

[ 役員の職務 ]

第8条 会長は協会を代表し、会務を統括する。

- 2、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3、理事は協会の会務を処理する。
- 4、会計、事務局長、事務局員は会計事務ほかの事務を行う。
- 5、監事は協会の会計を監査する。

[ 会 議 ]

第9条 協会の会議は、総会、役員会、理事会及び実行委員会とし、総会の議長はその都度会員の中から推薦により選出することとし、役員会・理事会  
実行委員会の議長は会長もしくは事務局長または実行委員長が勤める。

- 2、役員会は、正副会長、事務局長で構成する。

[ 総 会 ]

第10条 総会は毎年1回会長が招集する。但し、会長又は理事会が特に必要と認めた時は、臨時総会を召集することができる。

- 2、総会において決議又は承認する事項は次のとおりとする。
  - (1) 予算及び決算に関する事
  - (2) 事業計画及び事業報告に関する事
  - (3) 規約の改正に関する事
  - (4) 役員の変更に関する事
  - (5) その他、会長が必要と認める事項
  - (6) 理事会で決した事項に関する承認
- 3、総会は、会員の過半数の出席により成立する。
- 4、議決は出席者の過半数により決する。  
可否同数の時は議長の決するところによる。

[ 理事会 ]

第11条 理事会は、会長、副会長、会計、事務局、理事をもって構成し、会長が随時召集する。ただし、監事については、会長が必要と認めるときは、出席を求めることができる。

- 2、理事会において審議する事項は次のとおりとする。
  - (1) 総会に付議する事項
  - (2) 協会運営の基本に係わる事項
  - (3) 会長が特に必要と認める事項

[ 実行委員会 ]

第12条 協会の事業活動を円滑に推進するために実行委員を設けることができる。

2、実行委員会はその事業の推進に必要と思われる会員によって構成する。

3、実行委員会で決定する事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算及び事業計画に基づく協会の具体的事業の実行に関すること
- (2) その他、役員会（理事会）に付議する必要のない事項

[ 表決権の委任 ]

第13条 総会に出席できない会員は、出席会員に表決権の行使を委任状により委任することができる。この場合は出席したものとみなす。

[ 経 費 ]

第14条 協会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 補助金
- (2) 寄付金及び賛助金
- (3) その他の収入

[ 会 費 ]

第15条 協会の会費は次のとおりとする。

- (1) 個人会員 年額 2,000円
- (2) 協賛団体 1口 5,000円
- 団体会員（事業所等）年額 5,000円

[ 会計年度 ]

第16条 協会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

[ 事務局 ]

第17条 協会の事務局は事務局長宅、もしくは理事会にて定める所に置く。

[ 委 任 ]

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

（付 則） この規約は2007年4月29日から施行する。

（付 則） この規約は2013年4月7日から施行する。

（付 則） この規約は2015年4月12日から施行する。

（付 則） この規約は2016年4月10日から施行する。